



平成 21 年 3 月 23 日

各 位

東京都中央区八丁堀 2 丁目 9 番 1 号
株式会社 エムオーテック
代表取締役社長 砂原 俊晴
(コード番号 : 9961 東証第二部)
問合せ先
常務取締役 数納 芳伸
財務・経理担当
TEL (03)5543-2518

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 56 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施工日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされており、現行定款第 6 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- ④ その他必要な文言の加除、修正等を行うものであります。

(2) 公告閲覧の利便性の向上および費用の節減を図るため、公告方法をインターネットによる当社ホームページ上への掲出(電子公告)に変更し、併せて事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 25 日(木)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 25 日(木)

以 上

定 款 変 更 案 対 比 表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 6 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、1, 0 0 0株とする。</p> <p><u>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第 8 条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u></p> <p><u>2 やむを得ない事由により、電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 6 条 当社の単元株式数は、1, 0 0 0株とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 <u>10</u> 条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)等への記載(記録を含む。以下同じ。)、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続等及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>11</u> 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第<u>12</u>条～第<u>40</u>条(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 <u>9</u> 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 <u>10</u> 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>(削除)</p> <p>第<u>11</u>条～第<u>39</u>条(現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 <u>1</u> 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第 <u>2</u> 条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 <u>3</u> 条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>